

倉吉市上下水道局告示第5号

令和7年度下水道事業受益者負担金を賦課しようとする本市の区域内にある区域を定めたので、倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年倉吉市条例第12号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり公告する。

令和7年4月1日

倉吉市長 広田 一恭

賦課対象区域

No.	町名	地番	地積
1	見日町	319	532.00
2	見日町	319-2	30.33
3	見日町	320-1	112.13
4	見日町	357	944.86
5	見日町	359	26.29
6	米田町2丁目	11	99.00
7	河原町	1916	245.37
8	福守町	485-1	1,143.00
9	北野	341-1	203.00
10	北野	341-2	203.00
11	北野	341-3	190.00
12	北野	341-5	239.00
13	北野	341-6	218.00
14	北野	505-1	32.40
15	北野	506	520.66
16	北野	507-1	5.86
17	北野	508-1	495.90
18	北野	508-8	77.99
19	北野	508-9	8.21
20	北野	509-2	119.73
21	小鴨	113-3	332.00
22	小鴨	125-4	70.86
23	小鴨	125-5	76.42
24	小鴨	145-4	86.00

賦課告示地積合計

6,012.01